

# 室戸市県産材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、県が定めた都道府県方針に則して、県産材の利用促進に必要な事項を定めるものである。

## 第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する意義

本市は、森林面積が市全体の約87パーセントを占める豊富な森林資源を有する市である。森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、その多くが主伐期を迎えつつある一方、木材価格の低迷等の要因から、林業生産活動は停滞し、森林の持つ多面的な機能の低下が懸念されている。このような現状の中で、高知県産材（県内で生産された材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、市民の生活環境及び地域経済の活性化に資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物等に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木材建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体や設備、備品類及び土木工事において県産材を利用し、その需要を拡大していくことは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の

実現、快適な生活空間の形成、中山間をはじめとする地域の経済の活性化等に大きく貢献するものである。

## 第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材の利用の目標

### 1 公共建築物及び公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 市有施設は県産材を使用した木造とするよう努める。
- (2) 市有施設の内外装や設備・備品類は木質化を積極的に推進する。
- (3) 担当課においては、関係する公益団体等に対しても県産材を活用した施設の木造・木質化、備品・調度品類等の木質化を要請するものとする。
- (4) 市が発注する公共建築物や土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (5) 新たな工事用木製品の開発及び利用のニーズを把握し、必要に応じて開発の支援を行い木材利用の拡大を図る。

## 第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組む。

## 第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 市は、各課において県産材利用推進に向け努力を行い、全庁的なフォローアップにより県産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 市各課は、市内の公益団体等に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

### 2 事業者の取り組みへの支援

市は、建築主である事業者が木材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定の活用を図るとともに、同協定に基づく支援を行うものとする。

## 附則

この方針は、平成25年3月11日から運用する。

この方針は、令和4年9月20日に改正し、運用する。

この方針は、令和8年2月18日に改正し、運用する。

## 別表

### 室戸市公共建築物木造化基準

公共建築物の整備においては、平成16年の旧高知県産材利用推進方針の制定以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、技術の面等で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するものとする。

- ①原則、全ての建築物を木造化の対象とする。
- ②純木造と比較して混構造とすることが合理的な場合はその採用を検討する。(※1)
- ③300m<sup>2</sup>以上の建築物については、「高知県環境不動産独自基準」(※2)に定める木材利用に努める。
- ④機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設(※3)は対象外とする。
- ⑤技術の面等で木造化を図ることが困難であると判断される場合は対象外とする。

- ※1 木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。
- ※2 ア 建築物の延べ面積1m<sup>2</sup>当たりの木材利用量(木材利用量m<sup>3</sup>÷延面積m<sup>2</sup>)が0.15m<sup>3</sup>以上  
イ 県産木材利用率(県産木材利用量÷木材利用量)が60%以上
- ※3 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など

#### 補足

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。